

明るい選挙の啓発ポスター・標語を募集します

私たちが豊かで幸せな生活を送るためには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙で選ばれた代表である人たちによって行われます。公明かつ適正に選挙が行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される「明るい選挙」の一層の推進を図るため、独創的で印象深いイメージの啓発ポスター、標語を募集します。

- ポスター

■内容

■規格

明るい選挙を呼びかける内容のもの
サイズは、画用紙の四つ切(54.2cm×38.2cm)、八つ切(38.2cm×27.1cm)またはそれに準ずる大きさ。描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません) 一人1点、自作で他に応募していないもの
- 標語

■内容

■規格

きれいな選挙の推進、棄権防止を呼びかけるもの
形式(俳句など)、標記(漢字、ひらがな、カタカナなど)の制限なし。20字以内。一人2点まで、自作で他に応募していないもの

- 応募資格

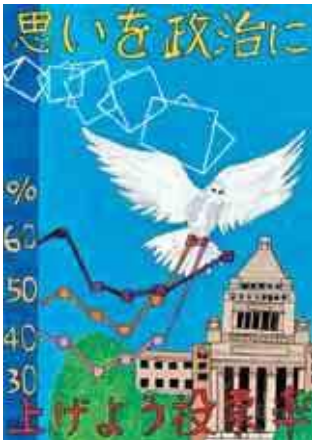
市内在住か在学の小学校・中学校、義務教育学校、高等学校の児童、生徒
- 応募方法

ポスターは、作品裏の右下に市町村名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を、標語は作品表の左に学校名、学年、氏名(ふりがな)を記入し、9月8日(金)までに〒276-8501市選挙管理委員会へ学校を通じて応募するか郵送してください。なお、特定の政党等や公職の候補者を表現した内容のものは避けてください。
- 注意事項

応募作品は、市や県により審査を行います。著作権は主催者に属し、選挙啓発などに活用します。その際、氏名、学校名、学年を公表します。応募作品は原則返却しません。

昨年度の入賞作品

●小学校の部 坂上莉世さん



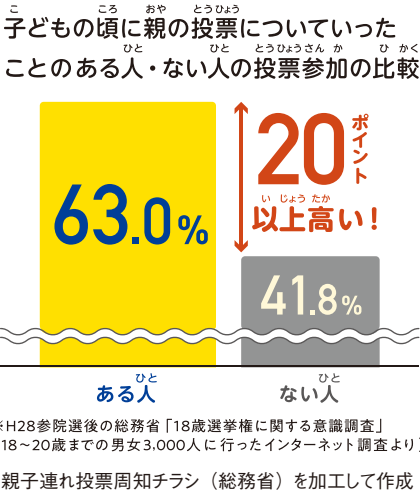
▲国の審査で入選、県の審査で最優秀賞を受賞しました

子どもと一緒に選挙に行きましょう

18歳未満の子どもは、有権者と一緒であれば、投票所に入場することができます。

総務省が行った平成28年の参議院選挙における意識調査によると、子どもの頃に親の投票についていったことのある人は、ついていったことがない人と比べて、投票参加の割合が20%以上高くなっており、親子連れでの投票は子どもの将来の投票につながっています。

将来を担う子どもたちに、早い段階から社会の一員、主権者としての自覚を持ってもらうためにも、選挙で投票する際は、お子さんと一緒に投票所にお越しくください。



広告

広告

政治家の寄附行為は禁止されています

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附を求めることは、法令により厳しく制限されています。

- 政治家の寄附の禁止
- 政治家(公職の候補者、公職の候補者になろうとする人、現在公職にある人)が選挙区内の人に対して寄附をすることは、次の①~④を除き、その時期や名義に関わらず罰則で禁止されています。
- ①政党や政治団体、またはその支部に対する寄附、②親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)に対する寄附、③選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償、④本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典
- ③のうち、食事や食事を提供する場合は、罰則の対象です。④に当てはまる場合でも、選挙に関して行われた場合や、一般的な社交の程度を超えている場合は罰則の対象になります。また、政治家以外の人、政治家名義の寄附をすることも罰則の対象です。

- 【禁止される寄附の例】
- ▶お中元やお歳暮を贈る ▶開店祝いに花輪などを贈る ▶祭りや地域の集まりなどに寄附金を出したり、酒などを贈ったりする
- 政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止
- 有権者が政治家に寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家を脅して、無理やり要求をすること、当選や被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすること、政治家名義の寄附を求めることは、罰則対象です。
- その他の禁止行為
- 選挙区内の人に対して、次のような行為も禁止されています。
- ▶政治家が役職員、構成員である団体、会社が、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附を行う(政党に対するものを除く) ▶後援団体が寄附を行う ▶時候のあいさつ状を出す(答礼のための自筆によるものを除く) ▶あいさつが目的の有料広告を掲載する
- その他具体例は、市ホームページに掲載の「選挙運動・政治活動 Q&A」で確認を。右のコードからも見られます。



お問い合わせは

選挙管理委員会 ☎483-1151(代表)へ